

○筑波大学総合学域群の学生の学類又は芸術専門学群への移行に関する法人細則

〔令和3年2月25日〕
法人細則第2号

改正 令和4年法人細則第4号

令和6年法人細則第23号

筑波大学総合学域群の学生の学類又は芸術専門学群への移行に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第21条第2項の規定に基づき、総合学域群の学生（以下「学生」という。）の学類又は芸術専門学群への移行（以下「移行」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(移行日)

第2条 学生の移行日は、4月1日とする。

(移行に係る判定)

第3条 学生は、各年度に1回実施する移行先を決定するための判定（以下「移行に係る判定」という。）を受けるものとし、その実施時期については、次条に規定する委員会が年度ごとに定めるものとする。

2 学生は、移行に係る判定に先立ち、移行先の検討に資することを目的に実施される模擬判定を受けるものとする。

(移行統括委員会)

第4条 筑波大学に、移行に係る判定及び模擬判定の実施並びに移行先の決定を行わせるとともに、移行に係る制度の運用等に関する事項について審議させるため、次に掲げる委員で組織する移行統括委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 教育を担当する副学長（第5号及び第6号において「教育担当副学長」という。）

(2) 学群長（体育専門学群長及び学際サイエンス・デザイン専門学群長を除く。）

(3) 理工学群の副学群長

(4) 総合学域群長

(5) 情報システムに関する専門的な知見を有する大学教員のうちから教育担当副学長が指名する者 若干人

(6) 教育担当副学長が指名する者 若干人

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 第1項第5号及び第6号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前2項の委員は、再任されることができる。

9 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

10 委員会に、専門的事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

(移行に係る判定において考慮すべき要素)

第5条 委員会は、移行に係る判定の実施に当たっては、次に掲げる要素を考慮するものとする。

- (1) 学類又は芸術専門学群における受入順位
- (2) 学類又は芸術専門学群における受入人数
- (3) 学生が登録する移行先の志望順位

(受入順位の決定方法)

第6条 学類又は芸術専門学群における受入順位の決定方法については、移行に係る判定を実施する年度ごとに、全学教育課程委員会の議を経て学群教育会議が決定する。

(移行先の決定方法)

第7条 学生の移行先は、委員会が移行に係る判定の結果を踏まえて決定する。

(移行後の年次)

第8条 学生の移行後における年次については、入学から移行までの期間が1年の学生にあっては第2年次とし、2年以上の学生にあっては当該期間の数に1を加えて得た数をもって当該学生の年次とする。ただし、当該期間が2年以上の学生であって修業年限の最終年次に到達した後も引き続き修学するものにあつては、当該学生の修業年限における最終年次をもって当該学生の年次とする。

(雑則)

第9条 この法人細則に定めるもののほか、移行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 2. 24法人細則4号)

この法人細則は、令和4年2月24日から施行する。

附 則 (令6. 5. 30法人細則23号)

この法人細則は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

年 月 日

学籍番号

殿

筑波大学 学群長

移行許可通知書

年度における移行に係る判定の結果、下記のとおり移行を許可しましたので通知します。

記

移行先学群・学類：

移 行 日：